

【照会先】
 社会保険庁総務部職員課
 課長 眞柴 博司（内線3521）
 上席調査官 小野塚 一幸（内線3522）
 直通： 03-3595-2709

社会保険庁職員による年金保険料等の横領等事案の確認調査等の中間取りまとめ

平成19年10月26日
 社会保険庁

I 社会保険職員による年金保険料等の横領等事案の確認調査等結果については、9月21日に第1次の中間取りまとめ（第1次速報値）として公表した。下記〔1〕の表は、これについて更に追報があった者を加えて修正したものである。

〔1〕 幹部及び幹部であった者に対する確認調査（第2次速報値）

10月25日現在

9月3日に公表された事案以外について承知している事案があるか					
現職者（739名に調査）			退職者（4,174名に調査）		
回答あり		回答なし	回答あり		回答なし （転居先不明、死亡等）
① 承知している ものがある	② 承知している ものがない		① 承知している ものがある	② 承知している ものがない	
14名	725名	0名	3名	4,076名	95名
①の内訳（社会保険事務局） 福井 5名（同事案のため案件は1件） 鳥取 9名（同事案のため案件は1件）			①の内訳（社会保険事務局） 福井 3名（同事案のため案件は1件）		
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取の事案については、9月27日に処分、公表済み。 ・福井の事案については、9月20日に公表済み。 					

※ 上記の表の調査対象者は、（1）社会保険事務局長又は同職にあった者、（2）平成12年3月以前における、都道府県民生主管部（局）保険課長及び同職にあった者、（3）社会保険事務局総務課長又は同職（例えば、主幹、課長補佐）にあった者、（4）社会保険事務所長（社会保険事務室長）又は同職にあった者、である。なお、調査時すでに死亡が確認されている者、住所が不明者は除く。

Ⅱ 今般、幹部以外の現職者全員に対する補足調査を行った結果は、〔2〕のとおりである。

〔2〕今回補足調査（現職者）の結果、情報提供があったもの（速報値）

① 新たに横領事案の存在が発覚した情報 2 件 10月25日現在

提供者	発生時期	発生場所	提供事案の内容
東京 (5名)	平成7年～8年頃	京橋社会保険事務所	国民年金の担当課長が、国民年金保険料を着服したもののすぐに発見され、その場で返済をしたと聞いている。 (事実関係等を精査した結果は別紙1)
沖縄 (1名)	平成4年～5年頃	石垣社会保険事務所	平成5年4月に石垣社保へ赴任した後、社会保険調査官が厚生年金保険料を着服した事を噂で聞いたことがあるが詳細は承知していない。 社会保険調査官は、平成5年3月31日付で退職している。(退職金支給済) (事実関係等を精査した結果は別紙2)

② 情報提供があったが、既に他事案として処分がなされている情報 1 件

提供者	発生時期	発生場所	提供事案の内容
三重 (1名)	平成5年～7年頃	津社会保険事務所	係員が、任継保険料を横領し、発覚後戻したとのことであったが、当時の所長が、本人を任意退職させることで隠蔽してしまった。 → 本件については、平成5年8月13日付で本庁に報告のうえ、本庁の懲戒審査委員会において、「横領ではなく、国庫への払い込みの遅延」と判断され、当該職員及び関係者が平成5年9月27日付で処分されている。

③ 本調査の枠外であるが、匿名のメールによる情報提供 1件

提供者	発生時期	発生場所	提供事案の内容
佐賀 (1名)	約20数年前	不明 (メールによる情報提供)	配偶者の分娩費の受領に関し、当時の加入共済と政府管掌健康保険から二重に給付金を詐取した者がいる。 (事実関係等を精査した結果は別紙3)

※ 今回の調査対象者は、前回の確認調査の対象になっていない幹部職員以外の現に在職する者全員である。

④ 上記の事案の精査結果

- ア ①の事案については、「別紙1」及び「別紙2」の通りであり、新たに2件の横領案件が確認された。
この結果、横領等事案は54件となった。
- イ ②の事案については、既に処分がなされ、別事案として確定しており対象外。
- ウ ③の事案については、「別紙3」の通り、本人の申立、関係者の証言、関係書類等からも横領事実とは認められない。

Ⅲ 幹部以外の退職者全員に対する補足調査を行った結果は、〔3〕のとおりである。

退職した職員に対する情報提供については、該当者の住所の把握、「情報提供依頼票」の送付・回収等に時間を要することから、各事務局の取りまとめ期限を10月12日としたところであり、現時点で提出のない者が約1,600名存在し、また提出された回答の内容の精査を行っている段階でもあるため、〔3〕については、今後の作業により、その内容、数値等に変更があり得る。

〔3〕 今回補足調査（退職者）の結果、現時点では情報提供はない（速報値）

10月25日現在

退職者（幹部以外）5,215名に調査		
回答あり		現在回収中、転居先不明等
①承知しているものがある	②承知しているものがない	
0名	3,553名	1,662名

※ 今回の調査対象者は、前回の確認調査の対象になっていない幹部職員以外の元職員であった者で、住所等が把握出来た者全員である。（すでに死亡が確認されている者、住所不明者は除く）

京橋社会保険事務所国民年金担当課長に
よる国民年金保険料の横領事案について

1 概要

現に在職する職員に対する補足調査の結果、世田谷社会保険事務所（1名）及び江東社会保険事務所（1名）並びに中央社会保険事務所（3名）の職員（計5名）から、情報提供があり、調査したところ、平成8年10月から11月に国民年金保険料の横領事案が発生していたことが判明した。当該事案については、本庁に報告されず、告発等も行われていなかった。

2 横領した保険料

平成8年10月18日から11月29日の間に、戸別徴収により預かった国民年金保険料18名分 合計 648,500円（57ヶ月分）

3 行為者

京橋社会保険事務所国民年金担当課長（平成9年3月末 退職済）

4 保険料横領の手口と発覚までの経緯

平成8年12月12日、京橋社会保険事務所の国民年金担当係長から、同所業務次長に「10月から当所で受領した国民年金保険料のうち国庫に納付されていないものがあるようだ。直属の上司（国民年金担当課長）のことであり心配している」との報告があり、翌13日、業務次長から国民年金担当課長に対し事実関係を聴取したところ、「10月、11月に受領した国民年金保険料を一部、私的に流用している。流用した現金の一部はすでに国庫に納付したが、払い込みをしていない保険料がまだあるため、近日中に払い込むつもりだった。」と国民年金保険料を横領していたことを認めた。

5 弁済の事実

横領した648,500円は、以下のように行為者が弁済した。

- ① 218,100円は発覚前の12月10日に国庫に払い込み済。
- ② 295,000円は発覚当日の12月13日に国庫に払い込み。
- ③ 135,400円は発覚後の12月16日に国庫に払い込み。

6 年金記録

本人の年金記録については、適正に処理されていた。

7 本庁への報告

平成8年12月13日の横領発覚後においては、京橋社会保険事務所は行為者の事情聴取（13日）、行為者立会のもとに関係諸帳簿の調査（15日）を行い、12月16日付で京橋社会保険事務所長から東京都福祉局社会保険管理部長あての「顛末書」を作成している。

しかしながら、最終的に本庁への報告及び告発等がされていないため、この「顛末書」が、いつ、誰まで報告され、誰が本庁への報告や告発等を行わない判断をしたのかが、現時点では判明していないため、現在、関係者に聞き取り調査を行っているところである。

8 今後の処分等

行為者については、すでに退職していることから、処分はできない。

また、告発も時効のため不可能である。しかしながら、行為者に対しては、今後、退職金の自主返納を求めていくこととする。

なお、現在、本庁への報告及び告発等をしない判断を、誰がしたのか等について調査しており、判明次第処分の検討を進めることとするが、当時の監督者の立場にあった職員らもすでに全員退職しているため処分はできないと考えられるため、現職であれば受けるべき処分量定を検討し、当該量定に応じた内容の自主返納を求めていくこととする。

石垣社会保険事務所社会保険調査官による厚生年金
保険料・健康保険料（延滞金）の横領事案について

1 概要

現に在職する職員に対する補足調査の結果、沖縄社会保険事務局の職員（1名）から、情報提供があり、調査したところ、平成3年頃に石垣社会保険事務所の社会保険調査官が全喪事業所^(注)から徴収した厚生年金保険料・健康保険料の延滞金の横領事案が発生していたことが判明した。

当該事案については、本庁に報告されず、告発等が行われていなかった。

(注) 廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなった事業所。

2 横領した保険料

平成3年頃、全喪した事業所から徴収した厚生年金保険料・健康保険料の延滞金499,000円を横領

3 行為者

石垣社会保険事務所社会保険調査官（平成5年3月末 退職済）

4 保険料横領の手口と発覚までの経緯

平成3年4月から平成5年3月まで、石垣社会保険事務所の社会保険調査官であった行為者は、過去に全喪した事業所から、再度社会保険の適用を受けたい旨の申し出を受けた際に、当該事業所に対し、過去に未払いであった延滞金を支払うよう指導をしていた。このため当該事業所は、未納していた厚生年金保険料・健康保険料の延滞金（499,000円）を行為者に支払った。その際、行為者は事業所に対し仮領収書を渡したが、預かった延滞金は国庫に振り込まず横領した。（正確な時期は不明）

その後、事業所の関係者は新規適用届を提出したが、時日が経過しても適用届が処理されないことから、不審に思い新規適用届の処理状況について社会保険事務所に問い合わせた。これを受け、社会保険事務所で新規適用届の処理状況を調査した結果、行為者による横領が発覚した。

5 弁済の事実

横領した499,000円は、行為者が平成5年3月31日に弁済した。

なお、事業所は平成5年3月1日付で適用となっている。

6 本庁への報告

横領発覚後の平成5年1月か2月頃、石垣社会保険事務所長から県保険課主幹にメモ（所在不明）にて報告をし、その後、保険課長と保険課主幹ら当時の幹部が相談した結果、

- ・ 行為者が全額返還を約束していること
- ・ 返還により事業所や国庫に実害を与えないこと
- ・ 行為者には高校生と中学生の受験を控えた二人の子供がおり、子供への影響を考慮したこと

等から、本庁への報告及び告発等をしないこととした。また、平成5年3月末で行為者の辞職を承認した。

7 今後の処分等

行為者については、すでに退職していることから、処分はできない。

また、告発も時効のため不可能である。しかしながら、行為者に対しては今後、退職金の自主返納を求めていくこととする。

なお、当時の監督者の立場にあった職員もすでに全員退職しているため処分はできない。しかしながら、現職であれば受けるべき処分量定を検討し、当該量定に応じた内容の自主返納を求めていくこととする。

唐津社会保険事務所職員による地方職員共済組合と政府
管掌健康保険の保険給付に係る重複受給の疑いについて

1 概要

平成19年9月20日、本庁へ匿名（職員と思われる）で次のような事案のメールが届いた。

佐賀社会保険事務局のある職員は、20数年前、配偶者本人の政府管掌健康保険に係る被保険者分娩費と、地方職員共済組合に係る配偶者出産費（分娩費と同趣旨の給付）を重複受給したのではないかと疑った。

2 事案の精査結果

①分娩費支給要件の適否について

(1) 政府管掌健康保険からの給付について

被保険者分娩費は、政府管掌健康保険の被保険者期間が1年以上有り、退職後6か月以内の分娩の場合には、本人に支給されることとなっており、当該職員の妻は本人の分娩費の請求権を有していた。

(2) 地方共済組合からの給付について

当該職員の妻は分娩当時、当該職員の被扶養者として認定されており、被保険者の扶養となっている期間の分娩であることから、職員は配偶者出産費の請求権を有していた。

なお、このようなケースについては、昭和48年11月7日保険発第99号・庁保険発第21号において、「被保険者本人としての分娩費を受給するか、被扶養者としての配偶者分娩費を受給するかは請求者の選択によりいずれか一の給付を支給する。」とされており、重複受給は認められていない。

②実際の保険給付の支給状況

(1) 政府管掌健康保険から支給。

当該職員の妻が「被保険者であった者」として請求

- ・請求日 昭和57年2月4日
 - ・支給日 昭和57年5月24日
 - ・金額 15万2千円（内訳：分娩費15万円、育児手当金2千円）
- ※ 社会保険事務所で保存されていた健保給付のマイクロフィルムで確認

③ 地方職員共済組合からの支給の実績について

当該職員の地方職員共済組合の配偶者出産費の支給状況について、佐賀県地方職員共済組合に事実関係の確認を行ったが、書類の保存年限が5年であるため、給付記録を含め確認できないとの回答であった。

3 佐賀社会保険事務局での事実確認について

① 地方職員共済組合での支給状況は確認できないが、地方職員共済組合においては、「配偶者の退職後、半年以内の分娩については、その者が健康保険法等の規定により給付の受給権を放棄した旨が明らかである場合に限り、家族出産費を支給する」とされており、重複支給防止のため政府管掌健康保険等（社会保険事務所）へ照会確認作業を行うこととしていることから、保険給付の重複支給はなかったものと思慮される。

② 本人からの事情聴取

平成19年9月25日、当該職員本人と佐賀社会保険事務局で面談し、重複受給は無いとの回答を受けるとともに、自認書の提出を受けた。

また、本人との会話の中で、政府管掌健康保険と地方職員共済組合で重複支給がないようチェックしていたような記憶もあった旨のコメントがあった。

③ 共済事務担当者からの事情聴取

地方職員共済組合での支給状況が確認できないため、昭和57年2月4日（子の誕生日）から請求権が時効消滅するまでの2年間について、当時の共済組合の実務担当者等（唐津社会保険事務所及び佐賀社会保険事務所の庶務係並びに佐賀県保険課）6名の職員から、地方職員共済組合への請求の有無を確認したが、その事実は確認できなかった。

4 結 論

関係書類の保存期間が経過しており、また、関係者の証言からも、現時点では、重複して支給を受けたという事実は確認できない。